



## 令和4年度小田原市産後ケア事業のご案内



産後のお母さんは、育児不安を抱えたり、出産や育児の疲れから体調がすぐれなかったり、心も身体も不安定になりやすいものです。また、産後に家族のサポートがなく大変ご不安な思いをされていることもあります。

小田原市では、産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、助産師ケアが受けられる産後ケア（デイサービス）を行い、安心して子育てができるようにサポートします。



### ▶▶ 利用できるかた

産後ケア事業利用時に小田原市に住所のある生後1年未満の赤ちゃんとお母さんと、産後の体調または育児に不安があるかたなど、要件があります。**まずは気軽に電話でご相談ください。**

※ 上の子はファミリーサポートセンター等に預けてご利用ください。

### ▼ 次のいずれかに該当する場合は、産後ケアの対象外となります ▼

- ☑ 母子のいずれかが感染症疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）にり患、またはその疑いがある場合。（同居家族の体調の確認もします）
- ☑ 母親に入院加療の必要がある場合。
- ☑ 母親に心身の不調や疾患があり、医療介入の必要がある場合。

### ▶▶ サービス内容

- 産後の体調及び生活面での相談・指導
- 母親の不安に関する相談
- 授乳方法に関する助言、指導
- 乳房管理指導、乳房トラブルに関する相談・指導
- 乳児の発育及び発達チェック
- 乳児の排泄チェック
- 育児に関する相談・指導

#### 《留意事項》

- ◎ 10時から16時の時間帯で、3時間もしくは6時間のコースです。
- ◎ 滞在中は、助産師が寄り添っているため、気軽に授乳や育児の相談ができます。

#### 【3時間コース】

- ◎ 同時帯に複数組の母子が一緒になります。
- ◎ 助産師ケアは母子1組1時間程度です。

#### 【6時間コース】

- ◎ お母さんの休息も可能なので、ゆったり過ごせます。
- ◎ 昼食は別料金となります。（利用施設とご相談ください）



### ▶▶ 小田原市産後ケアを行っている施設

施設名	所在地	電話番号
やちよ助産院	小田原市栢山 465-1	0465-20-3006
ことほぎ母乳育児相談室	南足柄市沼田 398-1	0465-73-1167

※ 各助産院の施設詳細につきましては、ホームページからご確認ください。



## 利用者負担金及び利用回数

サービスの種類	利用者負担金		利用回数
3時間	1回 1,500円	※ 多胎の場合一児追加毎に、750円の追加となります。	いずれかのコース
6時間	1回 5,400円	※ 多胎の場合一児追加毎に、2,700円の追加となります。	母子1組につき1回

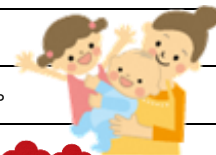
- ※ 利用者負担金（自己負担金）は、直接利用施設にお支払いください。
- ※ 生活保護利用世帯及び市民税非課税世帯のかたは、免除申請があります。
- ※ キャンセルする場合、産後ケア利用の2日前までに利用予定施設へ連絡してください。利用予定の2日以内となった場合は、自己負担金が発生します。この自己負担金は、利用予定者が直接利用予定施設へ支払いに行ってください。



## ご利用までの流れ

※ ご利用をお考えのかた、まずは電話でご相談ください

相談	子育て世代包括支援センターはっぴい、電話で相談してください。 相談受付後、申請のご案内をします。
申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日につきましては、ご希望の助産院ホームページ上のスケジュールで予約可能な日を選ぶか、ご希望の助産院へ電話で確認し、ご記入ください。</li> <li>※ 施設の予約状況によっては、ご利用希望日に希望される施設での受け入れが不可能な場合があります。その場合には、利用決定以後日にちの再調整をさせていただきます。（土日・祝日の産後ケア事業は実施しておりません。）</li> <li>・利用の申請は、子育て世代包括支援センターはっぴい（市内2か所）窓口へお越しください。郵送での申請も可能です。</li> <li>・申請の受付は、<b>産後ケア利用日の1週間前まで</b>です。</li> </ul> <p>&lt;窓口申請時の持ち物&gt;</p> <p>母子健康手帳</p> <p>※生活保護利用世帯及び市民税非課税世帯のかたで、申請する年の1月1日時点で小田原市以外に住民票があったかたが同一世帯にいる場合は、住民票のあった市町村で発行される「市町村民税（非）課税証明書」を添付してください。</p> <p>※ 妊娠中は、<b>妊娠 32 週から事前の利用受付が可能</b>です。ただし、その時点では<b>利用を決定することができません</b>。出産後に申請窓口に変更して電話連絡をいただき、産後の生活状況を確認させていただいたうえで、<b>利用申請及び施設、利用日の調整</b>を行います。</p>
	育児状況や産後の支援状況を審査の上、利用の可否を決定します。
利用決定	「小田原市産後ケア事業利用承認通知書」（条件に該当しない場合は不承認）が届きます。 利用決定後、利用施設へ連絡し、利用日時や当日の持ち物等を確認してください。
産後ケアの利用	利用者負担金（自己負担金）は、直接利用施設へお支払いください。



お問い合わせ・お申込み  
小田原市子育て世代包括支援センターはっぴい  
☎0465-47-0844  
（土日・祝日は閉庁）